長野県いじめ対応マニュアル

いじめの重篤化を防ぐために(案)

長野県教育委員会

1 はじめに

平成 23 年に滋賀県大津市で中学 2 年生の男子生徒がいじめを苦に自ら命を絶つという痛ましい事件が発生して 10 年が経ちます。この事件をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめを受けた児童生徒が不登校となったり、生命や心身等に重大な被害が生じたりした疑いがある場合を、「重大事態」と定義されました。学校や教育委員会は、事態に対処するとともに、同様の事態の発生防止のための調査を行うことが盛り込まれました。



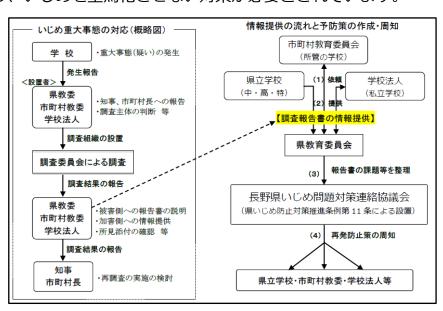
本県では「長野県いじめ防止対策推進条例」「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、よりきめ細かないじめの認知、適切ないじめへの対処等を指導・助言してきているところです。また、各学校においても、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもが安心して生活できるよう、未然防止や早期発見に取組、組織的な対応等に取り組んでいるところです。しかしながら、全国的には、重大事態の発生件数は増加傾向にあり、いじめを重篤化させない対策が必要とされています。

2 本マニュアルについて

本県では、市町村教育委員会の協力を得ながら、長野県いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ重大事態の調査報告書の提言等から対応策を検討し、いじめの重篤化を防ぐための方策として、「長野県いじめ対応マニュアル~いじめの重篤化を防ぐために~」を作成しました。

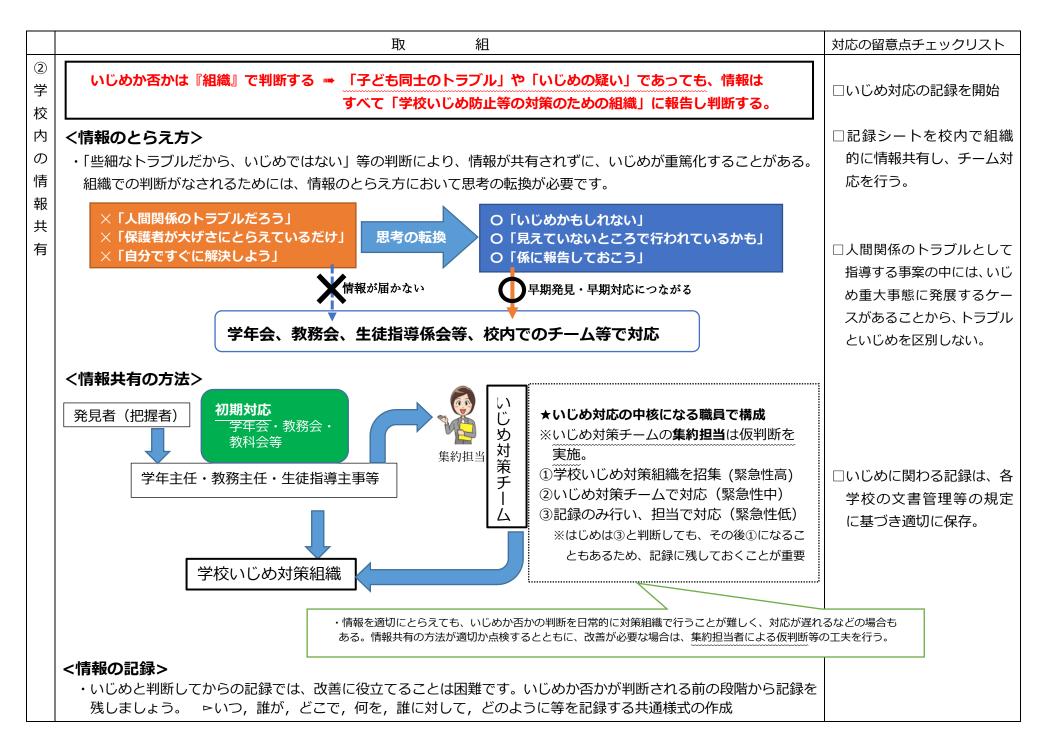
学校において、すべての教職員が参考となるよう、いじめへの対応に沿って重篤化を防ぐポイントを示しました。

本マニュアルを活用し、子どもたちが安心で安全な学校生活を送ることができるよう取組んでください。



3 いじめへの対応

対応の留意点チェックリスト 取 組 (1) 様々な方法で、子どもの変化をキャッチすることが重要です 早 <教職員による情報収集、気づきの感度を高める> 発 □入学、進級時など過年度の ・毎日の観察や声掛けによる反応など、信頼関係を築きながら児童生徒の些細な変化をとらえる。 指導要録や個別支援シー ・児童生徒の連絡帳や生活記録、保護者とのやり取り等から、気になった情報は記録する。 トも確認 〈アンケートの実施・活用〉 ・児童生徒の実態や発達段階に配慮したアンケート内容・方法になっているか点検し、工夫をする。 ・児童生徒一人一人の学校生活満足度(Q-U)、適応感についての把握(アセス)の結果を活用する。 □アンケートが児童牛徒に ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組により、子どもとの信頼関係を築くことも有効です。 とって記入しやすいもの (参考)「学校生活アンケートと5分間ショート面接」 になっているか見直す 児童生徒の「願い」や「訴え」を丁寧に聴き取り、「相談してよかった」「困ったときはまた相談したい」と 子どもが思えるように実施しましょう。 ※参考「学校生活アンケート」 http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html <相談しやすい体制の整備> □アンケート回答全用紙は ・教師と子どもが向き合う時間等を設けるなどして、気軽に相談できる体制をつくる。 各学校の文書管理等の規 ・学級内の様々な出来事を担任一人に任せることなく、また担任は一人で情報を抱え込むことなく、 程に基づき、適切に保存 複数の目で様々な角度から児童生徒の様子を把握する。 ・いじめに関する相談の中には、担任には言いづらい子どももいることがあります。スクールカウ □相談窓口の紹介 ンセラー等との相談方法や学校外の相談窓口など、複数の相談先があることを伝えましょう。 ・「SOS の出し方に関する教育」の実施により、身近にいる大人等にSOSを出しやすい環境づくりに取り組む。 ※配付、廊下等への掲示 ・相談窓口は、校内掲示だけでなく、家庭への配布や学校ホームページに掲載するなど複数の方法で周知する。 <家庭との連携> ・保護者からの訴えを、真摯に受け止める。 ・保護者からの訴えがあった場合は、当該児童生徒の状況を全職員で見守る。 様々な方法でキャッチした子どもの変化を、組織で共有することがいじめの早期発見につながります。



組 対応の留意点チェックリスト (3) 事実確認にあたっては、確認する内容や方法等について職員で共有し、聞き取りの結果の突き合わせを行い、 い □「聞き取りシート」(別紙) 正確な記録を残す

<聞き取りについて>

・教師の基本的な姿勢:起きてしまったいじめ(疑いも含む)の解消に向けて、出来事を思い出して整理することを目的 に行う。この時点で指導は行わない。※詳細は別紙「聞き取りシート」参照

/∌ポイント

1 事実のみを聞き取ることに注力する。



「話を聞くと呼ばれたのに、質問ばかりで最後はあなたも悪いと決めつけられた…」

- ☆ 教師の仮説に適合するような質問を行わない。X「あなたが悪口を言ったんだよね」「そうではないよね」 ・子どもの思いを十分聴き取れず、「言った、言わない」などの聞き取りに陥り、事実確認が困難になる
- 2 聞き取る側のスタンスを公平なものにする。



加害者「被害者側の話ばかり聞いて、自分たちの話はちゃんと聞いてもらえない!」

- ♪ より正確に事実を把握するためには、加害者とされている子どもの状況や思いを聞くことが重要 (暴力が伴わないいじめは特に)
 - ・加害の子どもが指導に納得せず、後にいじめを潜在化させ、さらに重篤化してしまうこともある

※聞き取りのつき合わせの結果、状況の相違があった場合は、周囲の状況等わかる児童生徒にも聞き取りを行う。

「学校いじめ防止対策組織」でいじめおよび重大事態の判断を行い、指導体制、指導方針を決定する。

- を活用した聞き取り
 - ⇒ 記録者を置いた複数で の聞き取り
- → 人員が足りないときは、 本人の許可を得て録音す ることもある。
- □聞き取りの記録は各学校 の文書管理等の規程に基 づき、適切に保存。

□重大事態と判断した場合 は、設置者である教育委員 会へ報告。

加

害

者

被害児童生徒・保護者が不安や孤立感を持たないように、安心して生活できるよう支援・ケアする 加害児童生徒には当事者意識を持たせ、かつ疎外感を持たせないように指導・ケアする

<被害児童生徒への支援・ケア>

<加害児童生徒への指導・ケア> -

に努める

要に応じて実施

- ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定 を図る
- ・学校全体で解決していく姿勢を示す

つなげようとする思いをもたせる

- ・定期的に面談を行い、いじめの状況を確認
- ・スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャル ワーカー(SSW)による心理面等のサポートを行う

・被害者のつらく悲しい思いを伝え、よりよい解決に

・全職員で加害者を見守り、被害者との関係性の改善

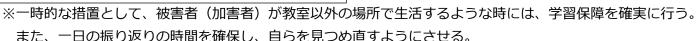
・子どもの背景にも目を向け、SC や SSW の支援も必

<保護者への対応>

- ・正確な事実関係、支援の方針について伝える
- ・保護者の意向を確認し、その後も定期的に連絡 を行い、学校での状況を伝える
- ・保護者のつらい気持ちを受け止め、必要に応じ SC や SSW との面談でサポートに努める

<保護者への対応>

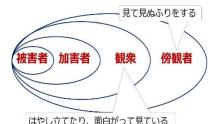
- ・正確な事実関係、指導の方針について伝える
- ・その後も定期的に連絡を行い、学校での状況を 伝える
- ・子どもの変容を伝え、家庭での関わり方など助 言する



「いじめの四層構造し

<学級、学年、全校児童生徒への指導>

- 「いじめは決して許されない」という姿勢を示す。
- ・当事者間だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、い じめを抑止するための行動ができるよう働きかける
- ・聞き取り等いじめの解消のため協力をしてほしいことを伝え、教職員と児童生徒 が一体となって取り組む



すべての児童がいじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築く力を身につける

□保護者連絡や対応は担任 以外の職員等学校全体で

のサポート体制をとる

対応の留意点チェックリスト

- □被害者側から謝罪の要請 があった場合、事実の認識 が合致している、被害者加 害者の思い等総合的に判 断
- □謝罪をしたことにより、い じめの解消とはしない
 - ▶「いじめ解消」とは
- いじめに係る行為が3か月 を目安に止んでいる
- ・被害児童牛徒が心身の苦痛 を感じていない 以上2つの要件を満たす
- □SC や SSW との連携
- ⇒ 背景に児童生徒の発 達上の特性や家庭的な 問題が影響している場 合等

 $\overline{}$

					取 組			対応の留意点チェックリスト	
⑤ 関	地	域	の関係機関と連携し、専門的	りな見地からサポ	ートをうける]			
係機	<地域における関係機関等との連携> ・いじめ対応関係機関 一覧表(例)								
関			関係機関	所在・連絡先	担当・氏名	特徴		□一覧表を作成。事前に連携	
等と	教育	盲	〇〇町教育委員会		係長 0000 指導主事□□□	フットワーク軽く学校に来てく れる。	位学	する方と連絡を取り、協力 体制を構築しておく。	
の	档 関	援 月	スクールカウンセラー		県SC 0000	心理的支援、医療連携に強み	置校 づい		
連	12	,	スクール ソーシャルワーカー	○○教育事務所 0263-40-XXX		福祉支援、保護者サポート	けじ		
携			〇信教育事務所			重大事態発生時の対応相談	之対		
	福		〇〇町子育て支援センター		保健師〇〇〇〇	保護者へのサポート	と策した組		
	祖 機	上 幾	児童相談所			専門的な調査、判定、指導	3ことも可能3000000000000000000000000000000000000		
	関		保健福祉事務所			母子福祉サポート	能の		
			民生児童委員			地域での家庭支援			
	その他		学校ボランティア			校内の見守り 可能	員 と		
			○○警察署		生活安全課〇〇	インターネット関係 対応	년		
	10		法務局			人権擁護の視点からの助言			
			○○病院 (発達相談等)			学校と連携した取組ができる			

4 いじめの未然防止の視点

取組	対応の留意点チェックリスト
個々の「*自己有用感」を育む	□日常の授業や特別活動等
「自己有用感」…他者や集団との関係の中で,自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚 ・個々の「自己有用感」が高まれば、他者を攻撃する可能性が低くなる。誰もが安心できる集団へ。そして、いじめが起きに くい集団へ。	で自己有用感を育むこと を目標とした活動の実 施。
・子どもが主体的に活動するなかで、自ら自己有用感を獲得していくもの → 教師や大人はそのための場や機会をつくる ※参考「子どもの自己有用感を育むリーフレット」 http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html	<i>而</i> 。

5 参考 「いじめの重大事態」とは

全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解し、いじめの対応にあたることが必要です。

 ◆ 「いじめ防止対策推進法」ならびに「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合		
 児童生徒が自殺を企図した場合 会品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態) (年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査 ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合 参考となる資料 1 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。詳細については下記を参照	♦	「いじめ防止対策推進法」ならびに「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より
 ○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査 ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合 参考となる資料 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。詳細については下記を参照	_	○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
参考となる資料 1 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合 学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。 詳細については下記を参照	=	
 1 重大事態 (疑いを含む) と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合 学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。 詳細については下記を参照 □ 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」H29 ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf □ 長野県教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」H30 改訂		※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 1 重大事態 (疑いを含む) と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合 学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。 詳細については下記を参照 □ 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」H29 ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf □ 長野県教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」H30 改訂		
2 自死等緊急時 □ 文科省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」H22	1	 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合 学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。 詳細については下記を参照 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」H29 ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf 長野県教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」H30 改訂
□ 文科省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」H22		※参考 URL nttps://www.prei.nagano.ig.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijime_noshin.pdi
	2	□ 文科省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」H22